資料５－１

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会　第３回検討会

今後の地内利活用検討の進め方

目　　次

１．これまでの取組総括と検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．今後の地内利活用検討の進め方・ロードマップ案・・・・・・・・・・７

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1.これまでの取組総括と検討課題

目　標

「地域のメリットを創出」するための地内利活用を検討する

(1)地内利活用に向けての検討結果

検討当初の方針では、令和7年度は、作業部会の検討等を通じゾーニングと必要機能の設定を行うことをめざし、大枠としての機能を以下のように設定・共有できた

これまでの検討結果

なりわい※(農業ゾーン)と地域振興(多目的利用ゾーン・エネルギーゾーン・公園ゾーンなど)の2つの機能を確保すること

※なりわいとは「従来の営農者」に加え、企業による営農についても対象とする

課題

➡重要度が高いなりわい(農業ゾーン)について、実現性を担保する上で課題があるため、現時点で具体的な施設配置や規模を設定することは難しい状況

・官民連携(PPP)による利活用検討を具体化するには、本来、地域のなりわいニーズに応じた農業ゾーンの実現性(技術面、制度面、費用面)を早期に確認することが重要

➡農業ゾーンの利用条件等の整理及び利用者の意向確認を進め、それ以外の利活用の内容や範囲を具体化していくことが必要。

・今後の検討の進め方は、見直し後のロードマップに記載

1.これまでの取組総括と検討課題

(2)想定される利活用の事業主体

検討当初は、地元(自治体)主体の利活用を想定していたが、検討会・作業部会における度重なる意見交換を通じて、地元主体での利活用の難しさを認識、事業主体に係る方針の変更を要する

事業主体に係る今後の方針

官民連携をふまえた利活用にシフトする

※官民連携には、企業による営農も対象とする

課題

- 事業主体の変更に伴い、地元自治体や検討会を含む外部へ説明してきた「利活用の枠組み(検討・推進体制)」と「検討の進め方」について、根本的な見直しと新たな進め方の共有が必要
- 作業部会についても今年度以降、どのような役割を果たすのか、何を検討するのかを考えていくことが必要

1.これまでの取組総括と検討課題

（3）上流遊水地群整備時期の変更と浜尾遊水地の新たな位置づけ

阿武隈川上流遊水地群整備については、当初令和10年度完了をめざしていたが、事業期間が延長

（当初）令和10年度完了 ➡ （変更）令和15年度完了

課題

➡ 事業期間の変更に伴うロードマップの見直しと共有が必要

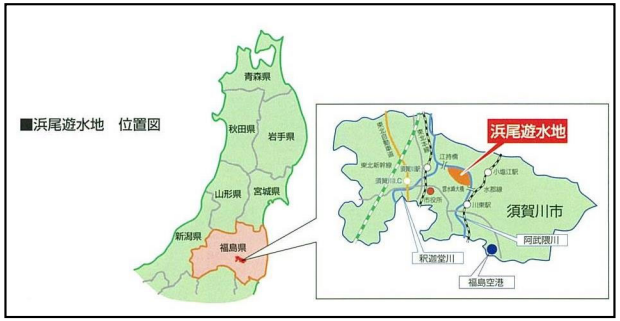
・上流遊水地群の整備時期が延伸したことにより、官民連携による取組については、浜尾遊水地を先行して利活用するとともに、浜尾遊水地の官民連携プロセスで得られた知見等を、上流遊水地群でのスキーム構築へのノウハウとして共有・活用する

・見直し後のロードマップを含め、これまでの検討内容を踏まえ、利活用に係る関係者（地元自治体・国・企業等）が共有できる、「遊水地群全体の利活用のあり方（利活用を推進する上でのコンセプト）」を明確化していくことが必要

1.これまでの取組総括と検討課題

【参考資料】浜尾遊水地について

- 浜尾遊水地は、平成10年8月洪水を契機とした「平成の大改修」の治水対策の一環として、須賀川市浜尾地区に整備され、平成10年洪水と同規模の洪水に対する被害軽減効果を目的とし一次掘削を平成16年度に概成。
- しかし、平成23年9月に発生した洪水により須賀川地区から郡山地区にかけて計画高水位を超過したことから、計画規模の洪水に対応するため、平成25年度から二次掘削を実施し、平成30年度に完成。





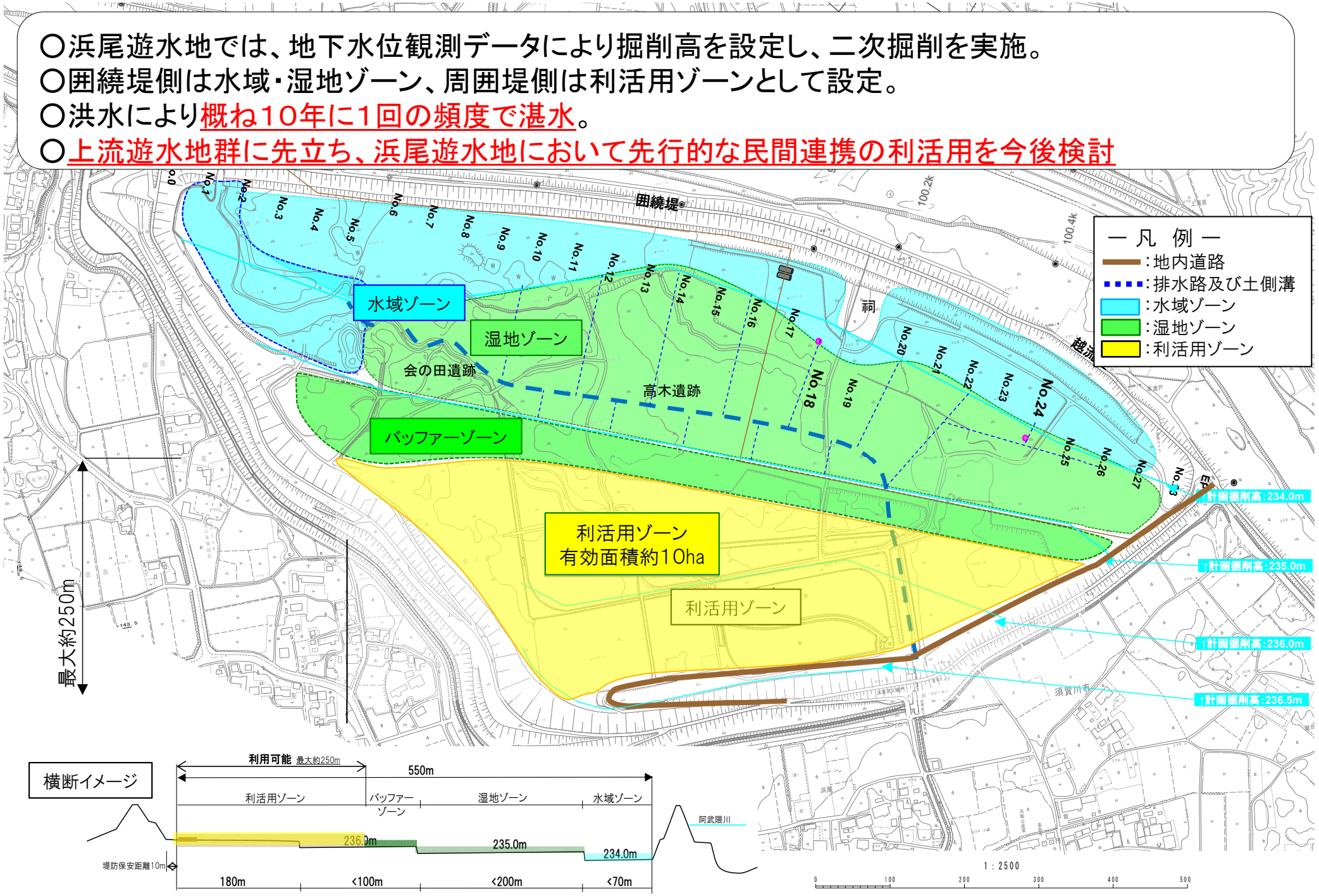
◆浜尾遊水地諸元◆
事業箇所：須賀川市大字浜尾　地内
事業期間：平成１１年度～平成３０年度
事 業 費 ：約140億円

諸元	一次掘削（H10.8洪水規模）	二次掘削（計画洪水規模）
事業面積	約７５ha	→
湛水面積	約６２ha	→
遊水地容量	約１８０万m3	約２３０万m3
越流堤位置	本川左岸　100.5k	→
越流堤長さ	１００m	→
囲繞堤	約１，５６０m	→
周囲堤	約１，９５０m	→
地内掘削	約３０万m3	約５０万m3
樋門	3箇所	→



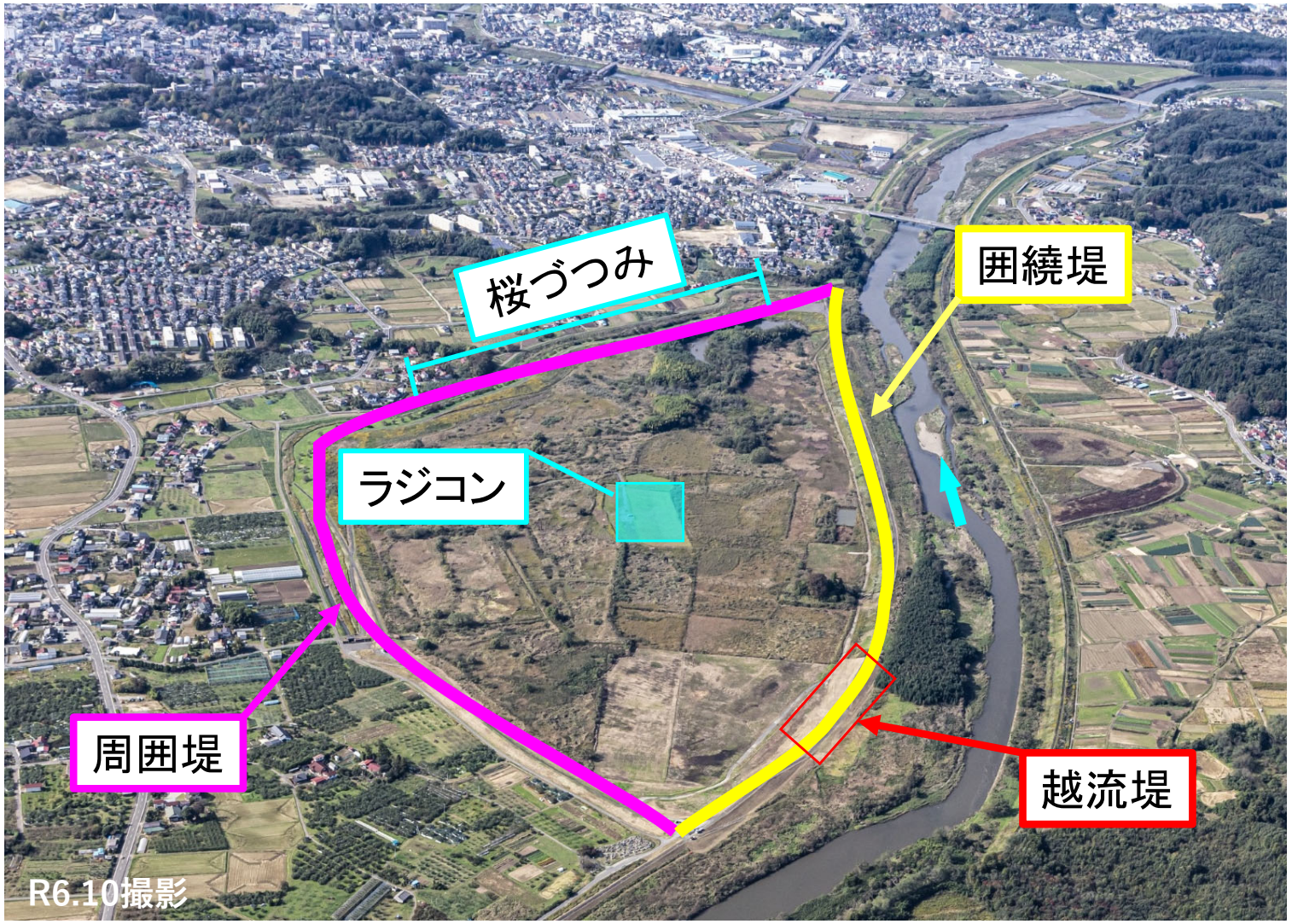
浜尾遊水地 二次掘削後のゾーンと今後の利活用

○浜尾遊水地では、地下水位観測データにより掘削高を設定し、二次掘削を実施。
○囲繞堤側は水域・湿地ゾーン、周囲堤側は利活用ゾーンとして設定。
○洪水により概ね10年に1回の頻度で湛水。
○上流遊水地群に先立ち、浜尾遊水地において先行的な民間連携の利活用を今後検討



浜尾遊水地の維持管理と利用状況

〇浜尾遊水地の維持管理として、国で囲繞堤及び周囲堤の除草を年2回（春・秋）実施。
〇周囲堤の一部は桜づつみとして占用されている状況。
〇地内の利用は一部範囲を「ラジコン飛行場」として占用利用されている状況。



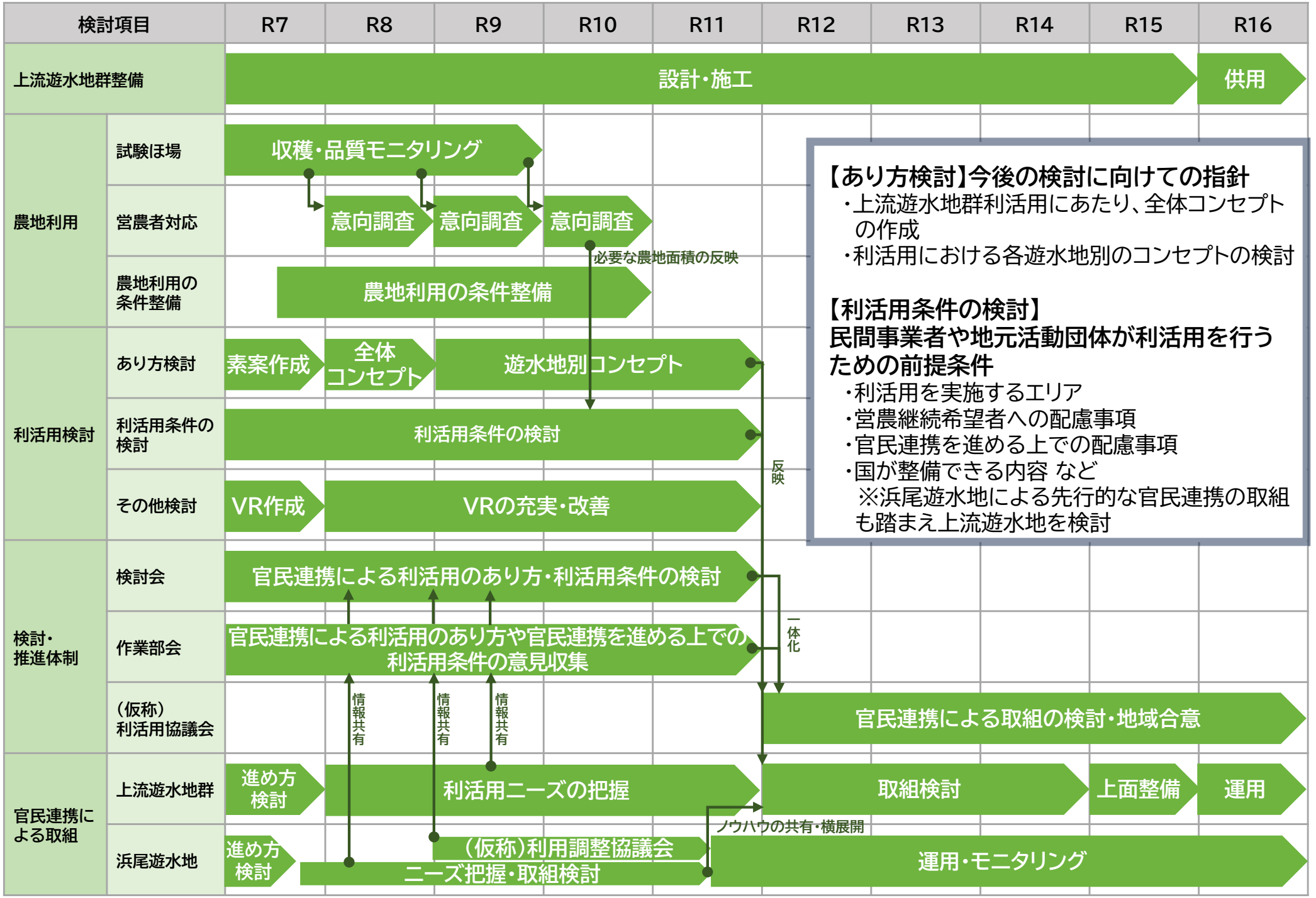
2.今後の地内利活用検討の進め方・ロードマップ案

地内利活用検討の今後の進め方・ロードマップの作成にあたっては、以下の内容を前提条件として設定。

【前提条件】

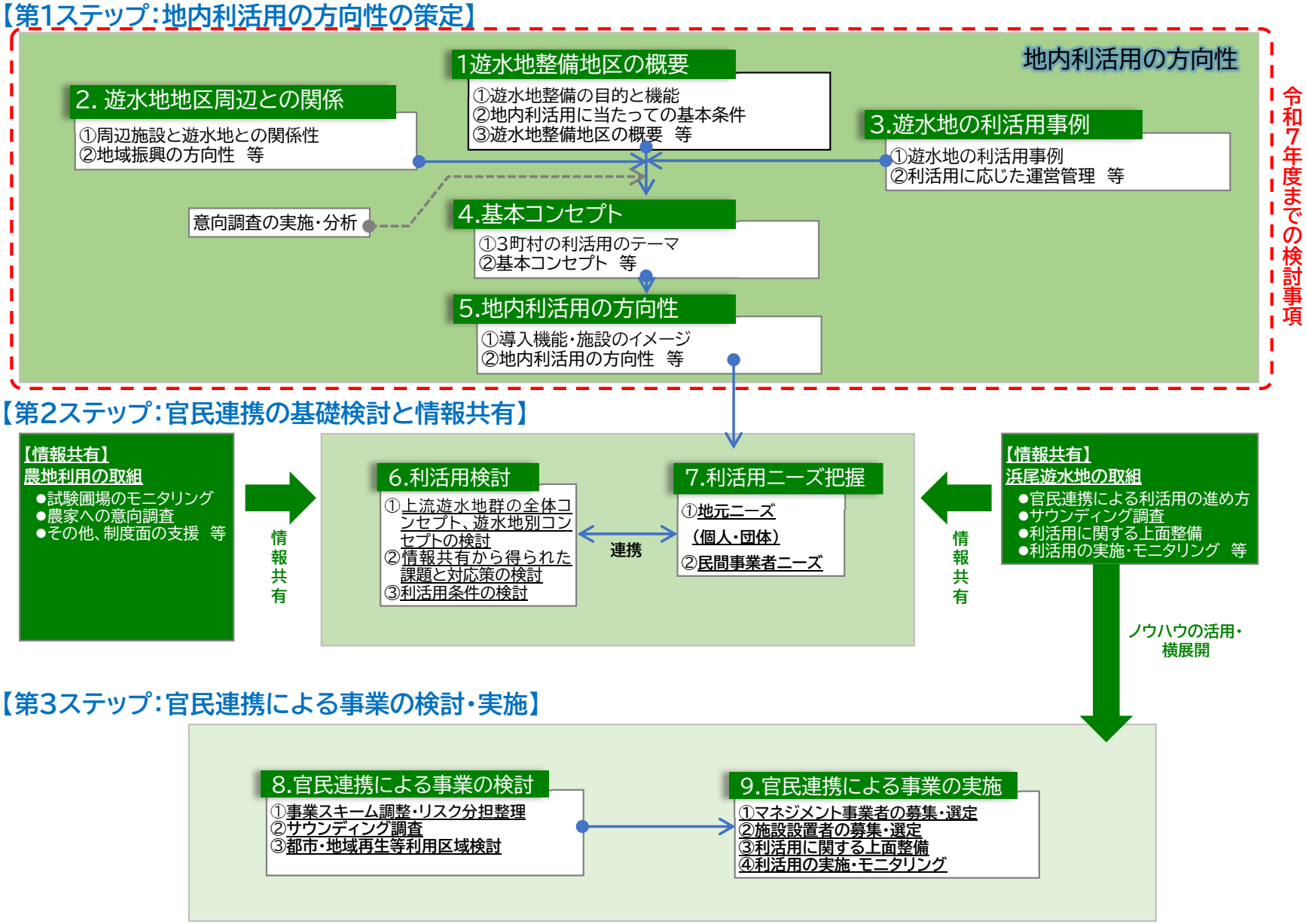
- 時間軸として、令和10年度から令和15年度までの工程として見直し
- 官民連携による取組とも連携した形で浜尾遊水地を先行的に展開
- 上流遊水地群の官民連携による取組実施に向けた内容（事業条件・スキーム・プロセス等）を追加検討
- 上流遊水地完成後における確実かつ継続的な利活用を推進

2.今後の地内利活用検討の進め方・ロードマップ案



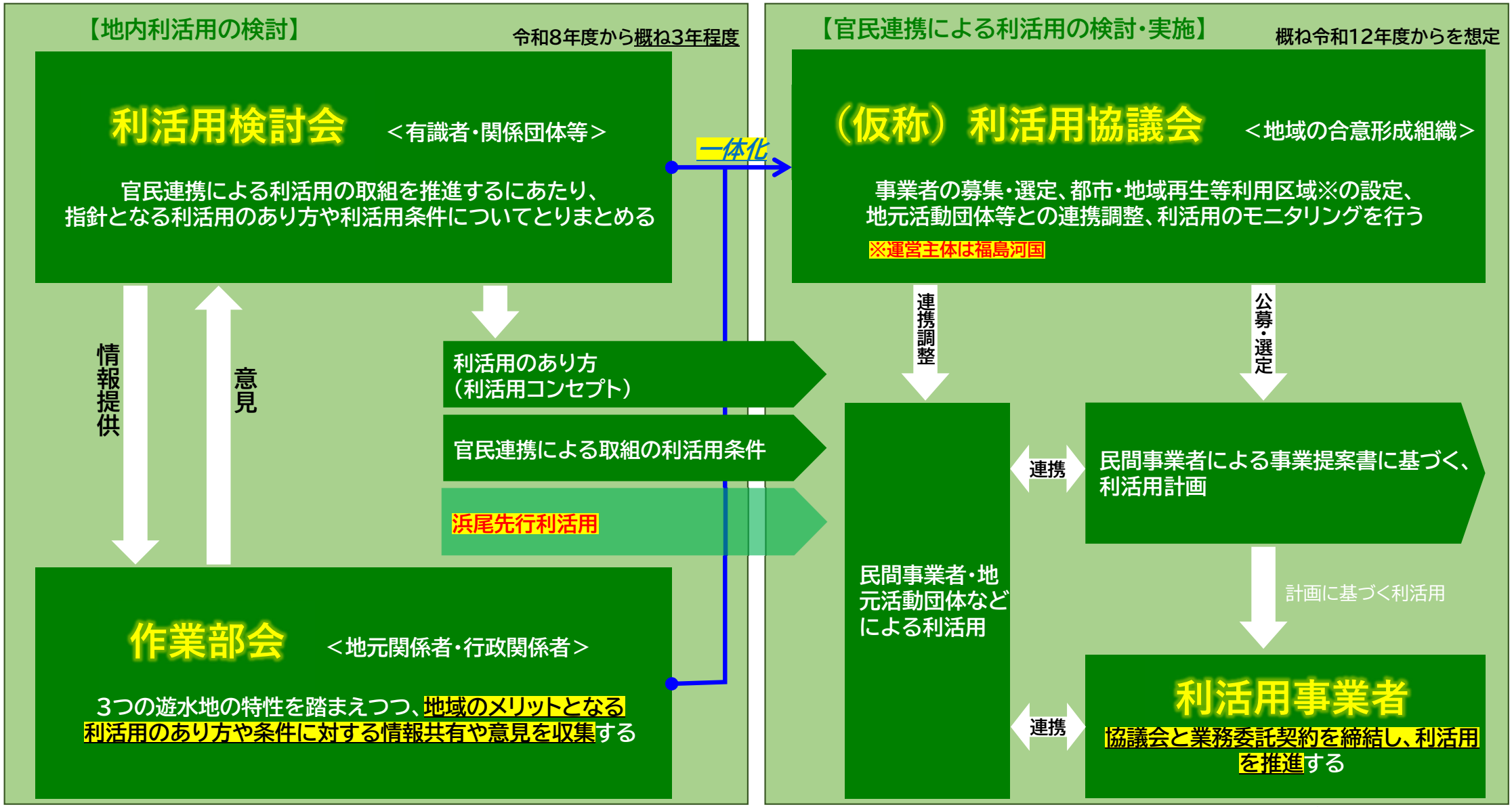
2.今後の地内利活用検討の進め方・ロードマップ案

- 令和15年度の遊水地整備完了を目指し、**官民連携による利活用を主体とした進め方**
- **浜尾遊水地の先行利活用により連携**



2.今後の地内利活用検討の進め方・ロードマップ案

- 検討会で利活用のあり方（イメージ）を検討
- 協議会で利活用計画を策定　（官民連携による利活用の推進）



※都市・地域再生等利用区域を指定することで、民間事業者等による営利活動が可能となる。
指定にあたっては、地域の合意が必要であり、（仮称）利活用協議会にて合意を図ることを想定。